

頁	項番	行・図表	現行（改訂12版2刷）	改訂版（改訂13版1刷）	変更の理由
表紙					
			KT-12H-2Z	KT-13H-1Z	関連変更
まえがき					
凡例					
目次					
第1章 フォークリフトの概要					
第2章 フォークリフトの走行に関する装置の構造および取扱いの方法に関する知識					
第3章 フォークリフトの荷役に関する装置の構造および取扱いの方法に関する知識					
第4章 フォークリフトの運転時の安全遵守事項と合図					
第5章 フォークリフトの点検、整備					
89	5.1.2(2)	上から3行目	(見本：図5-1)	(参考：図5-1)	内容見直し
89	5.1.2(2)	図5-1	特定自主検査標章を最新内容にメンテし差し替え		内容見直し
第6章 フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識					
107	6.3.4	下から10行目	方向が反対の力を遠心力といいます。	方向が反対の力を遠心力といいます。〔ゴシック体にした。〕	内容見直し
第7章 労働災害事例					
122	事例8	上から3行目	パレット上に	パレット上に	誤記
122	事例8	下から11行目	③荷崩れを起こさない積み方がされていなかった。	①荷崩れを起こさない積み方がされていなかった。	内容見直し
122	事例8	下から12行目	②職場の安全教育、KYTの励行などが不十分だった。	③職場の安全教育、KYTの励行などが不十分だった。	内容見直し
122	事例8	下から15行目	①身を乗り出して荷崩れを直すとき、レバーを動かしてしまう危険性に注意が行き届かなかった。 面倒でもエンジンを切り、フォークリフトから降りて積荷を直すという基本手順を守らなかった。	②身を乗り出して荷崩れを直すとき、レバーを動かしてしまう危険性に注意が行き届かなかった。 面倒でもエンジンを切り、フォークリフトから降りて積荷を直すという基本手順を守らなかった。	内容見直し
122	事例8	下から3行目	特に不安全行為が見受けられるときは、安全教育などにより再教育を行うこと。	特に不安全行為が見受けられるときは、職場の安全教育による再教育、KYTの励行などを行うこと。	内容見直し
第8章 関係法令					
123	安全衛生法（抄）	左側上から3行目	改正 平成26年12月1日法律第82号	改正 令和元年6月14日法律第37号	法改正関連
127	安全衛生法施行令（抄）	左側上から3行目	改正 平成26年10月1日政令第326号	改正 令和2年4月22日政令第148号	法改正関連
127	解釈例規	右側上から12行目	(フォークリフトトラック)の表1に示す	(フォークリフトトラック)の表3に示す	誤記
127	安全衛生規則（抄）	右側下から8行目	改正 平成29年3月10日厚生労働省令第16号	改正 令和2年7月1日厚生労働省令第134号	法改正関連
128	第4章第40条	右側下から9行目	法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。	法第28条の2第1項、又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。	法改正関連
130	第7章第82条-3	左側下から19行目	及び登録製造時等検査機関等に関する規則(昭和47年労働省令第44号)第24条第1項ただし書に規定する場合に、これを滅失し、若しくは損傷したとき又は氏名を変更したときは、	及び登録製造時等検査機関等に関する規則(昭和47年労働省令第44号)第24条第1項ただし書に規定する場合(当該登録を取り消された場合及び当該登録がその効力を失った場合を含む。)及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)第二十四条第一項	法改正関連
141	安全衛生特別教育規程	右側上から10行目	改正 平成25年11月29日厚生労働省告示第3637号	改正 令和元年8月8日厚生労働省告示第83号	法改正関連
奥付					
			2019年9月20日 改訂第12版2刷発行	2020年10月20日 改訂第13版1刷発行	関連変更